

○SIT総合研究所点検・評価規程

平成21年6月23日
制定

(目的)

第1条 この規程は、SIT総合研究所規程第8条に基づき、芝浦工業大学(以下「本学」という。)がSIT総合研究所(以下「SIT総研」という。)の事業について、第三者による客観的な点検・評価を受け、その点検・評価結果に基づき、SIT総研の活動の改善・充実を図るための点検・評価について定めることを目的とする。

(研究所点検・評価委員会の設置)

第2条 前条の目的のため、本学は、SIT総合研究所点検・評価委員会(以下「SIT総研点検・評価委員会」という。)を設ける。

(SIT総研点検・評価委員会の構成)

第3条 SIT総研点検・評価委員会は、本学以外の組織等に所属する者の委員(以下「SIT総研点検・評価委員」という。)により構成する。

- 2 SIT総研点検・評価委員は、優れた知識及び経験を有し、また、専門分野において優れた研究業績を有する者とする。
- 3 SIT総研点検・評価委員会は、4名以上の点検・評価委員をもって構成し、学識経験者2名以上、企業等に籍をおく有識者2名以上とする。
- 4 SIT総研点検・評価委員会に、SIT総研点検・評価委員の互選により委員長を置く。

(SIT総研点検・評価委員の任命)

第4条 SIT総研点検・評価委員は、学長が任命する。

(SIT総研点検・評価委員の任期)

第5条 SIT総研点検・評価委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(SIT総研点検・評価委員会の任務)

第6条 SIT総研点検・評価委員会は、次の任務を行う。

- 2 SIT総研点検・評価委員会は、学長の指定する時期に、別に定める「点検・評価実施項目」によって点検・評価を実施する。
- 3 点検・評価実施のための細則は、別に定める。
- 4 SIT総研点検・評価委員会は、学長あてに点検・評価報告書を提出する。
- 5 SIT総研点検・評価委員会は、点検・評価の活用、公表等について、学長に適切な助言

を行うことができる。

(点検・評価結果の公表)

第7条 前条第4項の結果は、学内外に公表し、SIT総研の改善・充実を図るものとする。

(事務の所管)

第8条 SIT総研点検・評価委員に係わる事務は、連携推進部研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会で行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。